平成２３年（フ）第１５号
徳島県阿南市富岡町そうず谷１番地
債務者　佐坂　敏美
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第３３号
愛媛県今治市大三島町宮浦4259番地、旧住所今治市馬越町４―10―40―305、熊本市打越町37番63号
債務者　菅　　愛（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第３８号
愛媛県今治市延喜甲175番地３　馬越コーポ102号、旧住所愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲3886番地
債務者　黒岩　真澄（旧姓久能）
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第６３号
福岡県田川市伊田町２番36号
債務者　浦和　知之
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第７３号
福岡県田川市西本町２番18号　ダイヤモンドハイツ201、前住所福岡県田川市丸山町２番８号　KMハイツV　１－２号
債務者　今津由香里
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１１３号
宮崎県都城市安久町1888番地15
債務者　門川　佳史
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１１８号
宮崎県東臼杵郡門川町加草４丁目53番地
債務者　岩切　　誠
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２５６号
沖縄県那覇市おもろまち２丁目５番７号フリーベル天久新都心203
債務者　前田　哲也
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２８５号
沖縄県那覇市古波蔵２丁目７番１―518号古波蔵第二市街地住宅
債務者　大嶺久美子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１９１号
兵庫県明石市大久保町山手台３丁目59番地の１　県住23棟106号
債務者　竹田　昌弘
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
兵庫県明石市大久保町山手台３丁目59番地の１　県住23棟106号
債務者　竹田　千恵
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
神戸市西区王塚台６丁目80番地の１　ハイツセントレア301号
債務者　田中　勝也
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
兵庫県明石市大久保町大窪958番地の２
債務者　安井　艶子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
神戸市西区枝吉２丁目111番地　グレース壱番館301号
債務者　小城美由紀
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
兵庫県明石市大久保町西島86番地の１　プレステージ明石大久保V―405号
債務者　吉岡　央子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
富山市山岸300番地１、従前の住所富山市下新北町19番26号
債務者　吉野　史朗
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７２号
富山市婦中町友坂255番地、住民票上の住所富山市婦中町希望ケ丘563番地
債務者　山口　春夫
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
富山地方裁判所民事部